

協同組合論

Version 2 岡安 喜三郎

・ 協同と協同組合

- ・ 「協同とは？」と問われて。
 - 一人ひとりの自然人が「力を合わせ、他の人と一緒に何かをやり遂げる
こと」
 - 「協同」は誰でもできる。誰でもやっている。
- ・ 共通した関心事・利益に応じて協同組合は作られる。
 - 農協（総合、専門）、漁協、森林 etc.
 - 生協（購買、医療、大学、福祉 etc.
 - 労協、高齢者、社会的協同組合 etc.
 - 信組・信金、労金、事業協同組合
- ・ 協同組合組織の強み（良さ）は、人として大切にしたいことを組織の価値にできること
- ・ 価値の実現には、一定の運営原則が必要になる。
 - （「いい人が集まってもいい組織になるとは限らない」）
 - （「いい人が集まらなければいい組織にはならない」）
- ・ 自立した人（したい人）が協同する、協同してさらに自立を高める。
 - 協同組合は、それに参加するすべての人を運営の主体者にする組織。

・ 株式会社と協同組合との比較

--似ているところ

- ・ 「社員制度」：
 - 株式会社なら株主が社員、会社で働いている人は従業員。協同組合は出資者が社員（組合員と呼ぶ場合が多い）ということになる。
- ・ 「意志決定制度」：
 - 社員総会が最高決定機関。株式会社は株主総会と呼び、協同組合は組合員総会（代議制も認めている 総代会）。社員総会で決算など重要事項を決定。社員の総意で執行者として理事（株式会社は取締役、有限会社は執行社員と呼ぶ）を選出。

--相違点

- ・ **意志決定の際の表決権配分：**

協同組合は、有名な「出資口数に関わらず一人一票」。株式会社は「持ち株数に比例した票数」、しかし擬似的に一人一票は可能、要するに同数株保有という形で。

- ・ **協同組合の「三位一体」制：**

株式会社は株の購入が即ち社員になったということ。協同組合では、出資だけでは原則として（特別の規定を設けなければ）組合員になれない。協同組合の事業を利用・活用しなければならない。生協なら商品購入、労協なら働く、農協なら生産物の出荷など。また、運営への参加も（総会参加など）。組合員になる資格が法で規定される。

- ・ **社員権の売買・相続：（協同組合の三位一体の法的保証）**

株式会社は社員権の売買・相続ができる。株式会社は、株主が死亡した場合、相続人に株券放棄を強制できない、会社の「強制買い上げ権」はない。協同組合の出資証券の売買はできない、それを「買って」も組合員にはなれない。「加入・脱退」という独自の事務手続きが必要。また、協同組合は法で「非利用者の整理」「死亡は法定脱退」が規定されているので、組合員権を相続するということはあり得ない。

- ・ **団体の趣旨：**

同じ社団（人の集合体）でも、株式会社は人を投資金で結合させて設立する事業体。協同組合は人の持つ（金だけではない）諸能力を結合した事業体ということになる。現実の経済でどちらに優劣があるかを一般的に論議するのは難しい。株式会社も協同組合も特徴ある人の結合の仕方によって事業を活性化しているのは事実。マンパワーの発揮には協同組合方式が強みを持っている。

・ 協同組合の歴史と協同組合運営原則

- ・ 協同組合のモットー

「一人は万人のために、万人は一人のために」

Owen's motto of "Each for One and One for All"

- ・ 近代的協同組合の発祥：1844年

ロッチデール公正開拓者組合（Rochdale Equitable Pioneers Society）創立

- ・ 国際組織の設立：1895年

ICA（International Co-operative Alliance、国際協同組合同盟）設立

- ・ 協同組合の定義と価値（ICA第31回総会採択、1995年）

《定義》：協同組合とは、（その構成員によって）共同で所有され民主的にコントロールされた事業を通じ、共通の経済的・社会的・文化的要求や要望を満たすために自発的に力を合わせた人々の自治の組織（社団）である。

《価値》：協同組合は、自助自立、自己責任、民主主義、対等平等、公平公正、

連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を引き継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条とする。

ICA 協同組合原則の変遷

第 15 回総会で採択 1937 年パリ	第 23 回総会で採択 1966 年ウィーン	第 31 回総会で採択 1995 年マンチェスター
1. 加入脱退の自由、公開	1. 公開	1. 自発的で開かれた組合員制
2. 民主的管理、一人一票	2. 民主的管理、一人一票	2. 組合員による民主的管理
3. 利用高配当	4. 剰余金の配分	3. 組合員の経済的参加
4. 出資金の利子制限	3. 出資金の利子制限	
5. 政治的・宗教的中立		
6. 現金取引		
7. 教育促進	5. 教育促進	5. 教育・訓練および広報
	6. 協同組合間協同	6. 協同組合間協同
		4. 自治と自立
		7. コミュニティへの関心

ICA のメッセージ (ICA ロドリゲス会長、1999 年 ICA ケベック大会にて)

「集中の課題は、グローバル化の主要な当然の構成要素です。これらは同じゆりかごから生まれたものであり、一方が他方の結果です。・・・集中が今日の経済モデルの一方であるならば、他方は排除です。一方における更なる集中は、他方における更なる排除を引き起こしています。大波は常にその後死を残します。最悪の帰結は失業であります。」

「この種の排除は社会不安を深刻にします。この種の排除は問題を更に更に大きくします。麻薬取引であろうが、テロリズムやゲリラ戦争であろうが、犯罪であろうがです。」

「そこに、協同組合発展の第二の波が、民主主義、そして結果として平和を守るという、素晴らしい機会を協同組合にもたらす理由が存在します。... 第 1 に、協同組合における集中は、排除の結果をもたらしません。逆に、巨大な国際市場にアクセスを求め、同時に、地域の市場をオープンに保つ過程ですべての人を包み込みます。第 2 に、協同組合は他のセクターから排除された人々に対して解決策を提供します。」

「協同組合は包み込みの組織であり、排除の組織ではありません。もちろん、自らのイメージを守るために、協同組合が悪い組合員やリーダー、悪い役員の除外を余儀なくされることは事実です。だがそれは排除ではなく、もみ殻から小麦を選り分

けることなのです。」

・ 協同労働の協同組合

別紙資料（読売新聞）参照（「協同労働の協同組合」法制化パンフ3ページ）

・ **協同労働が求められる時代**

「高齢者から若者まで～新しい働き方へ」

「新しい働き方～協同労働のうねり」

「仕事おこしの協同組合、新しい『雇用』創出として」

「地域活性化、福祉・環境等、社会的起業の推進者として」

・ **協同労働の協同組合法（ICA原則に基づいて）**

- 1．自発的な仕事おこしを協同労働により実現する
- 2．働く意思のある人々が、共同で出資し、共に労働し、民主的に共同経営する
- 3．組合員は働く人からなるが、サービスを利用する人などもなれるようにする
- 4．剰余を、起業支援、教育、地域福祉のために積み立てる

・ **協同労働の協同組合がめざすもの**

人と労働が大切にされる社会

地域社会に役立つ「よい仕事」

働く人々・市民が主人公となる事業体

協同と共生の「新しい福祉社会の創造」

・ 社会に役立つ仕事を、利用者とともに作りあげる

- ・ 働く人一人ひとりが事業体に責任をもつ。（労働者として出資をする）
- ・ 一人ひとりが平等の権限で運営に主体的に参加する。（一人一票）
- ・ 利用者の思いをチームに生かす。（働く者どうしの協力・協同が必要）
- ・ 学ぶ。利用者から、地域から、全国の仲間から。
- ・ 新しく仕事を起こしたい人たちを支援する。
- ・ 思いを同じくする人たちは多い。連携する。
- ・ 地域に「なくてはならない」事業体にする。